

京都市告示第 255 号

京都市健康増進センター条例第 3 条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市健康増進センターを臨時に開所します。

平成 17 年 6 月 22 日

京都市長職務代理者

京都市助役

松井 珍男子

臨時開所する日時 平成 17 年 6 月 26 日（日）

午前 9 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

（保健福祉局保健衛生推進室健康増進課）